

議案第 30 号

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条  
例の制定について

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例を次の  
とおり制定する。

平成 19 年 3 月 29 日 提出

滋賀県後期高齢者医療広域連合  
広域連合長 目 片 信

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例の一部を改正する条例

滋賀県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例（平成19年滋賀県後期高齢者医療広域連合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「総務企画課」を「次の課」に改め、同条に次の3号を加える。

- (1) 総務企画課
- (2) 業務課
- (3) 会計課

第2条を次のように改める。

（分掌事務）

第2条 課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 総務企画課

- ア 規約に関すること。
- イ 庶務及び人事管理に関すること。
- ウ 予算及び決算に関すること。
- エ 契約の締結に関すること。
- オ 公印の保管に関すること。
- カ 広域連合議会に関すること。
- キ 監査に関すること。
- ク 情報公開・個人情報保護に関すること。
- ケ 広域計画に関すること。
- コ 不服申立てに関すること。
- サ 保健事業に関すること。
- シ 各種統計に関すること。
- ス 広報、広聴に関すること。
- セ 上記に掲げるほか、他の課に属さないこと。

(2) 業務課

- ア 保険給付に関すること。
- イ 定率公費負担、調整交付金に関すること。
- ウ 第三者行為求償に関すること。
- エ 保険資格の得喪に関すること。
- オ 審査支払機関に関すること。
- カ 保険料の賦課、変更、減免及び猶予に関すること。
- キ 保険料の徴収に関すること。
- ク 電子計算システムの開発、管理及び運営に関すること。
- ケ ネットワークの開発、管理及び運営に関すること。

コ 上記に掲げるほか、後期高齢者医療制度に関する事。

(3) 会計課

ア 現金、有価証券の保管に関する事。

イ 収納事務に関する事。

ウ 支出負担行為の審査・確認及び支出命令書の審査に関する事。

エ 決算の調製に関する事。

オ 資金の運用に関する事。

カ 指定金融機関に関する事。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。